

消費生活出前講座を開催しませんか？

鳥取県消費生活センターの消費生活相談員が、みなさんの企画するイベントや集会、研修会に講師として伺い、消費生活に関するお話をします。ご要望のテーマでお話ししますので、お気軽にご相談ください。

特徴

- ・ 日頃から消費者トラブルに関する相談対応に当たっている相談員が事例を用いながら丁寧に分かりやすく説明します。
- ・ 講師が県内各地に出張します。
- ・ 講師への謝金は不要です。無料で実施できます！



実施期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで
※申込期限：実施希望日の40日前まで



▲詳しくはこちら
(鳥取県HP)

実施例

- ・ 高校・特別支援学校の生徒・教職員・保護者向け講演会
- ・ 大学・専門学校等での学生・教職員向け講義・オリエンテーション
- ・ 企業・団体等の事業所での研修 など

内容

- ・ 若年者を取り巻く消費者トラブル
- ・ 高齢者・障がい者を取り巻く消費者トラブル
- ・ インターネット取引・SNSをきっかけにした取引に関する消費者トラブル
- ・ 製品安全に関する消費者トラブル
- ・ SDGs・思いやり消費（エシカル消費）の普及に向けて

※本講座は、複数の市町村からの受講者の参加を前提とします。
詳しい申込条件は鳥取県HPをご覧ください。

※本講座の実施は、令和7年度鳥取県当初予算の可決成立が前提となります。

【申込先】鳥取県消費生活センター

電話:0859-34-2765 メール:shohiseikatsu@pref.tottori.lg.jp